

児童との連絡・面談等に係る校内ルール

加古川市立八幡小学校

1 教職員と児童との電話連絡について

- (1) 教職員が児童へ連絡が必要な場合は、個人の携帯電話・スマートフォン等は使わず、保護者宅の固定電話か保護者の携帯電話に連絡をする。
- (2) 児童が教職員へ連絡が必要な場合は、学校の電話に連絡する。また、そのように指導する。
- (3) 児童の安全・生命に影響を及ぼす場合等緊急の連絡を必要とする場合で、教職員が個人の携帯電話・スマートフォン等を使う十分な理由がある場合は、この限りではない。

2 教職員と児童とのメール・SNS（LINE等）の使用について

- (1) 教職員と児童との間で、メール・SNS（LINE等）は使用しない。
- (2) 教育活動上必要な場合は、事前に管理職に許可を得るとともに、その趣旨を保護者に十分説明し、複数の教職員で対応を共有して透明性を高め、対応の内容について管理職に報告する。

3 児童との面談や相談等の実施方法について

- (1) 教職員と児童との面談や相談等は、原則として校内又は保護者在宅時の家庭で実施する。
- (2) 教職員と児童との面談や相談等は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。
- (3) 教職員と児童との面談や相談等を1対1で実施する場合は、プライバシーを保ちつつ、部屋の窓や扉を開けるなど密閉を避ける配慮をする。

4 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、令和3年6月1日より実施する。